

(別紙)

○「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(略) 記				(略) 記			
1 別紙1の指導基準を超えた飼料については、法第23条第1号に掲げる有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料に該当する。				1 別紙1の指導基準を超えた飼料については、法第23条第1号に掲げる有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料に該当する飼料に該当する。			
2～5 (略)				2～5 (略)			
別紙1 (略)				別紙1 (略)			
別紙2				別紙2			
管理基準				管理基準			
単位：mg/kg				単位：mg/kg			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	(略)	(略)	(略)	農薬	(略)	(略)	(略)
	イソプロチオラン	(略)	(略)		イソプロチオラン	(略)	(略)

<u>イプフルフェノキン</u>	<u>稲わら</u>	<u>4</u>
(略)	(略)	(略)
シアントラニプロール	稲わら	<u>0.06</u>
	(略)	(略)
<u>シクロピリモレート</u>	<u>稲わら</u>	<u>0.3</u>
	<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>0.05</u>
<u>ジクロベンチアゾクス</u>	<u>稲わら</u>	<u>0.06</u>
	<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>0.06</u>
(略)	(略)	(略)
チウラム	(略)	(略)
<u>チフルザミド</u>	<u>稲わら</u>	<u>25</u>
	<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>0.5</u>
<u>テトラニプロール</u>	<u>稲わら</u>	<u>0.05</u>
(略)	(略)	(略)
プロクロラズ	(略)	(略)
<u>プロパニル</u>	<u>稲わら</u>	<u>0.05</u>

(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
シアントラニプロール	稲わら	<u>0.05</u>
	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
チウラム	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
プロクロラズ	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

		稲発酵粗飼料	<u>0.05</u>
		粳米	<u>0.05</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
プロモブチド	(略)	(略)	(略)
<u>フロルピラウキシフェンベンジル</u>	稲わら	7	
	稲発酵粗飼料	<u>0.2</u>	
	粳米	<u>0.6</u>	
ペノキスラム	(略)	(略)	(略)
ヘプタクロル	稲わら	<u>0.02</u>	
	稲発酵粗飼料	<u>0.02</u>	
	粳米	<u>0.02</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1 ~ 9 (略)

		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
プロモブチド	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
ペノキスラム	(略)	(略)	(略)
ヘプタクロル	稲わら	<u>0.2</u>	
	稲発酵粗飼料	<u>0.2</u>	
	粳米	<u>0.2</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1 ~ 9 (略)